

2016 ~ 2017 年度 R I テーマ

Rotary Serving Humanity 人類に奉仕するロータリー

国際ロータリー会長 ジョン F. ジャーム(国籍・アメリカ)

昌志

2720 地区

別府中央ロータリークラブ



例会日 火曜日 12時30分

- 八曜日 12-13,000 別府亀の井ホテル 〒774-1036 別府市中央町5-17 TEL(0977)22-3301 FAX 21-1232

事務所 別府市西野ロ町 1番1号 青山通りビル3F 〒 874-0931 TEL (0977) 23-9000 FAX (0977) 23-9019

SAA 平野 教康

直前会長 平野 教康

http://www.beppu4rc.jp/chuo/ E-mail:info@beppu4rc.jp

 理事
 梶原
 和朗
 理事
 近藤
 賢司
 役員
 会長
 梶原
 和朗

 *
 佐々木久宜
 *
 村津
 忠久
 副会長
 佐々木久宜

 *
 平野
 英壽
 *
 後藤
 隆
 幹
 事
 梅津
 圭二

 平野 英壽
 《 後藤 隆 幹 事 梅津

 亀井
 孝
 《 森園 伸也 会 計 土谷

VOL. 29-20 2016年11月22日 第 1304 回 例 会

会報委員長 森 宗明

◆点 鐘 12:30

◆R S B.C.R.Cの歌

◆唱 歌 里の秋

会長の時間 会長 梶原 和朗

みなさんこんにちは。 会長の梶原です。

本日は卓話に代わって、定款・細則検討フォー ラムの1回目を行いたいと思います。

ロータリーにとってとても大切な事でもありますし、来季から実行される事項になります。

先日開催された大分第3グループ第1回細則検討委員会の中で、別府4ロータリークラブは足並みをそろえましょうと決まりました。

来月もまた行われるのでそれまでにある程度の 形を作りたいと思います。

当クラブは委員長に次年度会長になる佐々木副 会長にしていただきます。

新しく委員会を作る気はありません。

以上で会長の時間を終わります。

出	席報告	委員長	津末美代子

本	会 員 総	数	26 名
	出 席	者	16名
日	事前メイクアッ	ップ	0名
0)	理 事 会 承	認	0名
出	出 席 免	除	3名
席	欠席	数	7名
佈	出 席	率	69.57 %
前	出席	率	52.38 %
々 回	事後メイクアッ	ップ	1名
回の訂正	理事会承	認	1名
芷	出 席 免	除	4名
11/8	修正出席	率	71.43 %

連続 一回

通 算 750 回 100 %

・メイクアップ

事前

事後 前田(別府北)

欠席 森、堀、森園、前田、中尾、 西馬、土谷

理事会承認

出席免除 溝部、河村、平野(英)

幹事報告

梅津 圭二

一ロータリー財団月間―

1. 本日の内容

「定款・細則検討フォーラム①」

2. RI第2720地区2017-2018年度・R 財団部門地 区補助金管理セミナー開催のご案内

日 時 平成29年1月29日(日曜日)

点鐘 13:00~終了16:00(予定)

内容 1】地区補助金の仕組みと具体的な申請方法について

2】グローバル補助金の仕組みと地区の取り組みについて

場 所 「ホルトホール大分 3 F 大会議室」 対象者 会長、会長エレクト、会長ノミニー、 R財団委員長、他希望者

3. 11月16日 (水) 19:00~両築別邸に於いて大 分第3グループ第1回細則検討委員会が開催 されました。

出席者:梶原和朗会長、佐々木久宜細則検討 委員長

4. 11月19日(土)13:00~ホルトホール大分 に於いて「2016-2017年度職業奉仕セミナー」 が開催されました。

出席者:平野英壽職業奉仕委員長、佐々木久 官副会長

5. 例会変更のお知らせ

杵築RC11月25日(金)の例会は、23日(祝・水)が法定休日の為休会

日出RC 11月29日(火)の例会は、職場例 会の為、同日19:00~花精に場所 変更

別府東RC 12月8日(木)の例会は、台北昇 扶輪社歓迎例会の為、12月5日 (月)ホテルサンバリーアネック スに日時・場所変更

大分南RC 12月9日(金)の例会は、クリス

マス家族例会の為 同日18:30~ホテルザーズに時間・場所変更

- 6. 次週例会の予定 「定款・細則検討フォーラム②」
- 7. 本日の回覧
 - ①竹田・中津中央RC 週報
 - ②「忘年会」出・欠席 (12月19日 (月) 於: ホテル山水館)
 - ③「別府中央RC親睦ゴルフコンペ」出・欠席
- 8. 本日の配布
 - ①週報No.1301、1302

スマイルボックス 委員長 髙宮 勝美

○佐々木会員

本日は定款細則フォーラムの第1回目です。 よろしくお願いします。

○鳴海会員

11月9日の朝、突然の吐き気・嘔吐・めまいで医療センターに緊急入院。色々 検査した結果「椎骨脳底動脈循環不全」と診断。そこで適切な処置をして結果完 全に治癒して11月12日に退院できた。これに感謝して大いにスマイルしたい。

○木村会員

和菜きむらという和食定食屋さんを始めました。やっと1ヶ月。少し落ち着きました。時間が出来ましたらプラーっと寄ってください。

○村津会員

曾てわがクラブの会員であられた中島カメラの中島澄人君が、9月22日、96才で往生されました。

彼はもみじ谷の奉仕作業には皆勤で、記録写真を数多く撮られて、参加者全員に無償で下さいました。ホームクラブ皆勤で立派な会員でした。

深く、深くご冥福を祈りましてスマイル。

○亀井会員

木村会員お久し振りです。

今年4月、世界中のロータリー地区の代表議員がシカゴに集まり、ロータリーの方針の見直しを行い、クラブ運営に大幅な柔軟性を認める決定をしました。これらの決定には、例会の頻度、場所、方法、および会員種類に関する変更が含まれます。(以下、一部掲載)

▶なぜ変更が必要なのか?

一部の国や地域でロータリーが急速に成長している一方で、会員数の減少や会員平均年齢の高齢化といった問題に直面している国や地域もあります。

これまで15年間、ロータリーでは、会員資格、職業分類、クラブ運営に革新性を取り入れた試験的プログラムを実施してきました。これらの試験結果や会員からの報告によると、例会方法、会員資格、クラブへの参加方法などについてクラブが決定できる柔軟性が多ければ多いほど、クラブに活気が生まれ、成長する傾向にあることが分かっています。

今回の規定審議会の決定により、すべてのロータリークラブは、例会や出席、クラブの構造、会員種類について、規定審議会が承認した新しいオプションを取り入れてクラブ細則を修正することが可能となります。ただし、これらの変更を加えないことを選択するクラブは、従来と同じ方法を取り続けることができます。

▶例会の頻度、形式、出席に関する柔軟性

規定審議会の代表議員は、ロータリークラブ例会の運営方法に関する制約をなくすという制定案を圧倒的多数で採択し、クラブの健全さは出席率だけで決まるものではないと認識しました。RI理事会と審議会代表議員は、クラブに以下の裁量を与えることに同意しました。

- ・例会の曜日と時間を自由に決定する
- ・必要に応じて例会を変更または中止する
- ・奉仕プロジェクトまたは社交行事を「例会」とみなす
- ・直接顔を合わせる例会、オンラインでの例会、その両方を交互に行う例会、あるいは両方の方法を 同時に用いる例会(例:直接顔を合わせる例会にオンライン[ビデオチャットなど]で参加する)の いずれかを選ぶ
- ・出席要件、または出席要件を満たさなかった会員の終結に関する方針を緩める(または厳しくする) クラブは、少なくとも月に2回、何らかの方法で例会を行う限り、例会頻度を減らすことができます。 ただし、各月の最終例会後15日以内に月次出席報告をガバナーに提出するという要件は変わりません。 これらの規定審議会の決定は、標準ロータリークラブ定款の現行の規定に変更を加えるものではありません。例会や出席、クラブの構造、会員種類について変更を採用することをクラブが選択する場合、クラブ細則を修正する必要があります。一方で、これらの変更を加えないことを選択するクラブは、従来と同じ方法を維持することができます。

▶Eクラブとロータリークラブ

例会方法に関する大幅な柔軟性を全ロータリークラブに認めることを決定した2016年規定審議会は、E クラブと従来型クラブを区別する必要性がなくなったことを認識しました。この理由から、国際ロータリー細則と標準ロータリークラブ定款からEクラブに関する言及が削除されました。ただし、Eクラブは、オンラインのみ(または主にオンライン)で例会を開くことを強調するために、引き続き同じ名称を使い、Eクラブとしての立場を維持することができます。

定款・細則検討フォーラム①

2016 年規定審議会クラブ関係の主な決定事項

(ただし、赤字になっている項目は、別途クラブの裁量により任意 にクラブ細則で定款の例外を定めることができる)

- 16-01 クラブ理事会の議事録を60日以内に全会員に開示しなければならない。
- 16-02 クラブ会計を理事会メンバーとする。
- **16-05** CLPに基づく5つの常任委員会を有するべきである。(クラブの裁量により任意) (クラブ管理運営・会員増強・公共イメージ・R 財団・奉仕 P。必要に応じて追加可)
- 16-06 標準R C定款にロータリークラブの目的 (Purposes) を新設する。
- **16-07** クラブ入会金規定を削除(クラブの裁量により任意)
- 16-10 五大奉仕部門の職業奉仕の定義に、 「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発 したプロジェ クトに応えることが含まれる」を追加。
- **16-21** クラブ例会頻度と出席に関する規定をクラブ細則で定めることができる。 (クラブの裁量により任意)

ただし、最低1ケ月に2回は開催しなければならない。

- 16-26 祝日のある週は、クラブ例会の取り消しが出来る。(クラブの裁量により任意)
- **16-30** 従来型のクラブでもインターネット例会が可能。 同時にEクラブも顔を合わす例会も可能。
- 16-82 従来型クラブとEクラブとの区別がなくなる。 R I 細則と標準RC 定款からEクラブ条項を削除する
- 16-34 出席免除規定の緩和。 子供の誕生等で12カ月以上の欠席を認める。 (クラブの裁量により任意)
- 16-35 出席免除規定に20年以上のロータリー歴を加える。(クラブの裁量により任意)
- 16-36 会員身分をクラブ独自で決定できる。(クラブの裁量により任意) 正会員のサブカテゴリーに準会員、家族会員などが可能。
- 16-38 会員身分の条件を簡潔化。

善良で、高潔性、リーダーシップを持ち、良い評判を受け奉仕の意欲のある成人とする。その他の従来の条件はすべて削除。

- 16-40 ローターアクターとロータリー学友を正会員と認める件 ローターアクターとロータリー学友にロータリークラブ会員となる資格を与える。 これによって職業分類が一時的に制限を超えてもよい。 ローターアクターは2重会員となれる。
- 16-51 移籍ロータリアンに関する規定に統一性を持たせる。 ただし、金銭的債務の有無は削除。
- 16-96 同じ住所に住む 2人のロータリアンが、ロータリーの地域雑誌を合同で購読できる。
- 16-99 人頭分担金を増額する件

R I 副会長の修正動議が可決し、毎年4ドルずつの大幅な値上げ

17-18 年度 60 ドル

18-19 年度 64 ドル

19-20 年度 68 ドル

(参考: 15-16 年度は55 ドル、16-17 年度は56 ドル))

16-113 決議案について、決議審議会を毎年オンラインで開催する。これにより決議案が迅速 に対応できると同時に、審議会代表議員による検討と支持を得られる。

以上